

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○公印の改刻	(県政情報・文書課)	一
○公印の廃止	(同)	一
○指定施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託(二件)	(障害福祉課)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	二
○農業改良資金に係る償還金の収納事務の委託	(農業振興課)	二
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)	(同)	三
○道路の区域変更(七件)	(道路課)	四
○道路の供用開始(七件)	(同)	六
○都市計画変更案の縦覧	(都市計画課)	七
○土地改良区役員の就任の届出	(北部地方振興事務所)	八
○土地改良区の定款変更の認可	(同)	八
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(東部地方振興事務所)	八
○土地改良区の定款変更の認可(三件)	(同)	八
公 告	(建築宅地課)	九
○開発行為に関する工事の完了(二件)		九
選挙管理委員会		九
○不在者投票を管理すべき施設の指定の取消しについて		九
公安委員会		九
○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則		九

ページ

正 誤

告 示

○宮城県告示第三百八十一号
次のとおり公印を改刻した。
平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県公報号外第九号(平成三十一年三月二十二日付け) 中

一〇

○宮城県告示第三百八十二号

次のとおり公印を廃止した。
平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	種類	用途	印影	使用開始年月日				
宮城県仙台地方振興事務所長之印	地方機関長印	一般文書用	<table border="1"> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	旧	新			平成三十一年 四月一日
旧	新							
								
宮城県知事				廃止年月日				

宮城県中南部下水道事務所所長之印	地方機関 長 印	一般文書用		平成三十一年 三月三十一日
宮城県東部下水道事務所所長之印	地方機関 長 印	一般文書用		平成三十一年 三月三十一日

○宮城県告示第三百八十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県障害者福祉センターの使用に係る使用料の徴収事務を平成三十一年三月二十二日次のとおり委託した。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区幸町四丁目六番二号

社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百八十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県障害者総合体育センターの使用に係る使用料の徴収事務を平成三十一年三月二十二日次のとおり委託した。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区幸町四丁目六番二号

社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇二一〇一六五	石巻市蛇田字北経塚百二一三	就労継続支援A型	一般社団法人まごころ	平成三十一年四月三十日

○宮城県告示第三百八十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、農業改良資金に係る償還金の収納事務を平成三十一年三月二十五日次のとおり委託した。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三

栗原市志波姫堀口見渡二番地一

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

仙台市宮城野区栴江一九の一八

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

二1 解除予定保安林の所在場所

仙台市宮城野区研江一九の一八

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 変更後の指定施業要件

変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）、牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに石巻市役所及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年四月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 道路名 一一三号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員		敷地の延長	
後	前	後	前	後	前	後	前
刈田郡七ヶ宿町字陳ノ窪五九番一地先から同郡同町字小松沢前無番地先まで		九・七	九・三	二九・九	二九・九	一五五・三	一五五・三

○宮城県告示第三百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年四月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 道路名 二八六号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員		敷地の延長	
後	前	後	前	後	前	後	前
柴田郡川崎町大字今宿字向古関一八〇番二地先から同郡同町大字今宿字向古関一八二番一地先まで		一三・〇	一一・一	一四・二	一三・一	八二・八	八二・八

○宮城県告示第三百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年四月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 道路名 三四九号
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
伊具郡丸森町大張川張字西風沢四番一地从先から	同郡同町大張川張字西風沢四番一地从先まで	前	後	六・一 七・四	七・一 一一・六	二四・四	二四・四

○宮城県告示第三百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年四月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 白石上山線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
刈田郡蔵王町大字円田字立沢前無番地先から	同郡同町大字円田字立沢前無番地先まで	前	後	一三・九 一五・六	四六・三 五五・一	二八・四	二八・四

○宮城県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年四月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 蔵王川崎線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
刈田郡蔵王町大字円田字土浮山二番二一六地先から	同郡同町大字円田字土浮山五六番一地从先まで	前	後	五・九 二三・四	一一・一 二三・四	一八六・四	一八六・四

○宮城県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年四月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 越河角田線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
伊具郡丸森町耕野字大場平下八番一地从先から	同郡同町耕野字山下西二番地先まで	前	後	四・二 六・二	四・二 一一・四	四八・九	四八・九

○宮城県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年四月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 角田柴田線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
角田市神次郎字中田一〇七番一地从先から 同市神次郎字中田一一三番二地先まで	後	前	一一・六	一七・三	六二・三		
柴田郡柴田町大字船岡字並松六番一地从先から 同郡同町大字船岡字並松六番一地先まで	後	前	一一・〇	一七・三	六二・三		
	後	前	一〇・二	一四・三	一〇一・七		

○宮城県告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十一年四月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区間	供用開始年月日
一般国道	一一三号	刈田郡七ヶ宿町字陳ノ窪五九番一地从先から 同郡同町字小松沢前無番地先まで	平成三十一年 四月十二日

○宮城県告示第三百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十一年四月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区間	供用開始年月日
一般国道	二八六号	柴田郡川崎町大字今宿字向古関一八〇番一地从先から 同郡同町大字今宿字向古関一八二番一地先まで	平成三十一年 四月十二日

○宮城県告示第三百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十一年四月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区間	供用開始年月日
一般国道	三四九号	伊具郡丸森町大字張川張字西風沢四番一地从先から 同郡同町大字張川張字西風沢四番一地先まで	平成三十一年 四月十二日

○宮城県告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十一年四月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区間	供用開始年月日
県 道	白石上山線	刈田郡蔵王町大字円田字立沢前無番地先から 同郡同町大字円田字立沢前無番地先まで	平成三十一年 四月十二日

○宮城県告示第四百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十一年四月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区間	供用開始年月日
道路の 種類	路線名	供用開始の 区間	供用開始年月日

県道	蔵王川崎線	刈田郡蔵王町大字円田字土浮山二番二一六地先から 同郡同町大字円田字土浮山五六番一地先まで	平成三十一年 四月十二日
----	-------	---	-----------------

○宮城県告示第四百二二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十一年四月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	越河角田線	伊具郡丸森町耕野字大場平下八番一地先から 同郡同町耕野字山下西二番地先まで	平成三十一年 四月十二日

○宮城県告示第四百三三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十一年四月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	角田柴田線	角田市神次郎字中田一〇七番一地先から 同市神次郎字中田一一三番二地先まで 柴田郡柴田町大字船岡字並松六番一地先から 同郡同町大字船岡字並松六番一地先まで	平成三十一年 四月十二日 平成三十一年 四月十二日

○宮城県告示第四百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道

2 名称

利府町流域関連公共下水道

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

(1) 汚水

多賀城市 南宮字上新田、同字日向前、同字青津目、同字二津井、岩切字分台の全部

利府町 森郷字塚崎、同字新太子堂、同字新稚の木前、同字新町浦、同字仲町浦、利府字城前及び同字新神明前の各一部

(2) 雨水

利府町 森郷字新稚の木前、利府字館前、同字神明前、同字新館、同字堀切前、同字新屋田前、同字八幡崎前及び加瀬字新前谷地の全部

森郷字塚崎、同字円福寺、同字古戸、同字新太子堂、同字仲町浦、利府字稚ノ木、同字城内、同字館、同字城前、同字新神明前、同字新並松、同字新大谷地、同字八幡崎、沢乙字館ヶ沢、同字寺下、同字向山、同字白石沢及び同字唄沢の各一部

2 廃止しようとする土地の区域

(1) 汚水

利府町 葉山二丁目、赤沼字大貝及び同字番ヶ森の各一部

(2) 雨水

仙台市宮城野区 岩切字分台の全部

三 縦覧場所

利府町 葉山二丁目、赤沼字大貝及び同字番ヶ森の各一部

四 縦覧期間

仙台市宮城野区 岩切字小児及び同字洞ノ口東の各一部

三 縦覧場所

利府町 葉山二丁目、赤沼字大貝及び同字番ヶ森の各一部

四 縦覧期間

宮城県庁（土木部都市計画課）、多賀城市役所（建設部都市計画課）、利府町役場（都市整備課）

平成三十一年四月十二日から平成三十一年四月二十六日まで
 五 注意事項
 意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第四百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、江合川沿岸土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があつた。
 平成三十一年四月十二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 小 野 和 宏

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成三十一年三月二十八日	佐々木 勝 也	大崎市古川小野字朽木橋二十一番地	理事

○宮城県告示第四百六号

大崎土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十一年四月二日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十一年四月十二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 小 野 和 宏

○宮城県告示第四百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、津山土地改良区の役員の就任及び退任について、次のとおり届出があつた。

平成三十一年四月十二日

宮城県東部地方振興事務所

所長 高 橋 剛 彦

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
-------	-----	-----	-----

二 退任した者

平成三十一年四月一日	西 條 昇 平	登米市津山町横山字久保二十四番地	理事
平成三十一年四月一日	亀 井 誠 一	登米市津山町柳津字館石五十四番地	理事
平成三十一年四月一日	西 條 栄 一	登米市津山町横山字竹の沢四十五番地	理事
平成三十一年四月一日	阿 部 七 太 郎	登米市津山町柳津字黄牛石生六十一番地	理事
平成三十一年四月一日	須 藤 庸 市	登米市津山町柳津字黄牛石生百十九番地	理事
平成三十一年四月一日	高 橋 平 克	登米市津山町横山字野尻三十九番地	監事
平成三十一年四月一日	尾 張 広 文	登米市津山町横山字上鴻巣二十九番地	監事

○宮城県告示第四百八号

石巻市蛇田土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十一年四月四日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成三十一年三月三十一日	佐 藤 孝 太 郎	登米市津山町横山字上鴻巣百四十番地	理事
平成三十一年三月三十一日	西 條 昇 平	登米市津山町横山字久保二十四番地	理事
平成三十一年三月三十一日	阿 部 清 雄	登米市津山町柳津字黄牛比良百十四番地	理事
平成三十一年三月三十一日	西 條 栄 一	登米市津山町横山字竹の沢四十五番地	理事
平成三十一年三月三十一日	佐々木 一 男	登米市津山町柳津字幣崎八十三番地	理事
平成三十一年三月三十一日	高 橋 平 克	登米市津山町横山字野尻三十九番地	監事
平成三十一年三月三十一日	大 森 富 久 司	登米市津山町柳津字館石五十一番地	監事

平成三十一年四月十二日

宮城県東部地方振興事務所

所長 高 橋 剛 彦

○宮城県告示第四百九号

登米市豊里町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、平成三十一年四月四日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十一年四月十二日

宮城県東部地方振興事務所

所長 高 橋 剛 彦

○宮城県告示第四百十号

登米市東和町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、平成三十一年四月四日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十一年四月十二日

宮城県東部地方振興事務所

所長 高 橋 剛 彦

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十一年四月十二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市堀内字南竹六十九番
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市若林区五橋三丁目六番二十一号
株式会社みやびエステート

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十一年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
多賀城市山王字山王三区五十八番、五十九番
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
多賀城市山王字山王三区五十八番
社会福祉法人楽城会

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十七号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成三十一年四月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。
別表第一「宮城県立循環器・呼吸器病センター」の項を削る。

附 則

この告示は、平成三十一年四月十二日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第七号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成31年 4月12日

宮城県公安委員長 庭野 賀津子

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(運転者の遵守事項) 第14条 法第71条第6号の規定により、車両	(運転者の遵守事項) 第14条 法第71条第6号の規定により、車両

の運転者は、車両を運転するときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) (略)

(2) 運転操作の妨げとなるような服装をし、又は木製サンダル、下駄その他運転操作の妨げとなるような履物を履いて、自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。(3)～(12) (略)

の運転者は、車両を運転するときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) (略)

(2) 下駄その他運転操作の妨げとなるような履物を履いて、自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。(3)～(12) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

○宮城県公報号外第九号(平成三十一年三月二十二日付け)中

正

誤

ページ 一 下 行 前
三 前
二 上 行 前
一 二 前
五 下 行 前
一 四 前
六 上 行 前
八 前
六 上 行 前
一 〇 前

「第六款 農政部に属する機関(第七十条―第八十九条)第七款 水産林政部に属する機関(第九十条―第九十四条)に改める。第八款 土木部に属する機関(第九十五条―第百条)」

「農林水産部内」

「水稲、麦類、大豆」に改め、「及び栽培」を削り、

水産林政部

第九十三条 林業に関する試験研究及び指導を行うため、林業技術総合センターを設置する。

2 林業技術総合センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

「第六款 農政部に属する機関(第七十条―第七十七条)第七款 水産林政部に属する機関(第七十八条―第九十四条)に改める。第八款 土木部に属する機関(第九十五条―第百条)」

「農林水産部内」

「水稲、麦類、大豆」に改め、

農政部

第九十三条 林業に関する試験研究及び指導を行うため、林業技術総合センターを設置する。

名 称	位 置
宮城県林業技術総合センター	黒川郡大衡村

- 3 林業技術総合センターに企画管理部、環境資源部及び地域支援部を置く。
- 4 林業技術総合センターの所掌事務は、次のとおりとする。
- 一 試験研究に関する総合的な企画及び調整に関すること。

- 二 試験研究成果等の普及指導に関すること。
 - 三 林業の担い手の育成に関すること。
 - 四 森林及び林業の研修に関すること。
 - 五 林業技術の情報収集及び広報に関すること。
 - 六 試験研究の評価に関すること。
 - 七 森林保護及び森林災害の研究に関すること。
 - 八 林業機械の試験研究に関すること。
 - 九 ほ場の管理に関すること。
 - 十 林業種苗の生産に関すること。
 - 十一 林木の品種改良の試験研究に関すること。
 - 十二 育林技術改良の試験研究に関すること。
 - 十三 育苗技術改良の試験研究に関すること。
 - 十四 森林の環境保全機能の研究に関すること。
 - 十五 林業経営の改善の研究に関すること。
 - 十六 木材利用の開発及び加工技術の試験研究に関すること。
 - 十七 食用きのこ等特用林産物の試験研究に関すること。
- 5 前項の所掌事務のうち、企画管理部の分掌事務は同項第一号、第六号、第九号から第十一号まで及び第十三号に掲げる事務とし、環境資源部の分掌事務は同項第七号、第八号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる事務とし、地域支援部の分掌事務は同項第十六号及び第十七号に掲げる事務とする。
- 6 林業技術総合センターに、総括研究員、上席主任研究員、主任研究員、副主任研究員及び研究員を置くことがある。